

常磐会学園大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、常磐会学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、学校法人常磐会学園によって平成 11(1999)年 4 月に設置された、国際コミュニケーション学部を置く 4 年制大学であるが、昭和 2(1927)年創設の常磐会幼稚園、昭和 39(1964)年開設の常磐会短期大学などによって築かれてきた 80 年余の歴史と伝統を基盤としている。

建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的については、学則第 1 条で明確に定められており、その根幹を成す「和平・知天・創造」を大書した扁額が学内に高く掲げられているのははじめとして教職員、学生、保護者、高校生、地域の人々などへ広く示され、学内外に周知されている。

教育研究組織については、国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科と国際幼児児童教育学科を置き、教授会、運営部会、「人権教育推進委員会」「学生支援センター」、教務部、入試部、学生部、研究部などが整備されており、各組織相互の適切な関連性が保たれるよう運営され十分に機能しているが、教養教育の一層の充実が望まれる。

教育課程については、両学科のそれぞれにおいて科目群を形成し体系化しており、年間学事予定や授業期間は、学生便覧、履修の手引きに示され、特色として入学時から研究室方式が取られ、少人数制が実施され、修得単位を記録した学生カードなどによって、研究室担当教員が教育目的達成の把握に努めるなどしている。

学生については、アドミッションポリシーの明文化・周知による入試、多様な学習支援、学習への動機付け、優秀学生対象をはじめとする多種の奨学金制度、定期健康診断、「キャンパスライフに関する調査」、意見箱の設置、学生相談室、「教職教育研究センター」、就職活動への支援などが整備され適切に運営されている。

教員については、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、適切に配置されており、採用・昇任の方針が「常磐会学園大学専任教員選考基準」「常磐会学園大学専任教員の昇格に関する規程」に明文化され、教育担当時間が適切で、教育研究活動については毎年「教育研究活動の現状と課題」を発刊するなど、全学をあげて取り組んでいる。

職員については、「学校法人常磐会学園職員任免規程」に基づいて公募された職員が適切に組織編制され、外部・内部の研修への参加、研究会の開催などの取り組みがなされ、教員

学務分掌と事務局との連携図を描くなどして大学の教育研究支援の体制を構築し良く機能している。

法人及び大学の管理運営については、学校教育法、私立学校法、「学校法人常磐会学園寄附行為」「常磐会学園大学学則」などに基づいて適切に管理運営されている。学長が理事かつ評議員であるなどの体制のもとに、管理部門と教学部門の連携が適切で、「常磐会学園大学自己点検・評価委員会」を中心にした活動が大学運営に反映されている。

財政については、収入の大半を学生生徒等納付金収入に依存しており、定員未充足の状態が続いていることにより帰属収支差額が支出超過であるものの、過去の蓄積が厚い法人全体の財政基盤を背景に大学の経営が行われており、外部資金の導入にも積極的に取り組んでいる。

教育研究環境については、校地、運動場、校舎、体育施設、図書館などが整備され、適切に維持運営されており、バリアフリー化、耐震構造、グラウンドの夜間照明、AED（自動体外式除細動器）の設置など施設設備の安全性の維持、教育研究活動に関する情報収集のためのIT環境なども整えられている。

社会連携については、「常磐会学園教育センター」が専任教員による公開講座を実施し、同センターが常磐会短期大学との共催による「親子ふれあい特別講座」を開催しており、企業インターンシップへの学生の参加、「大学コンソーシアム大阪」への加盟、地元大阪市平野区との「協働に関する協同協定」など、力を注いでいる。

社会的責務については、「公益通報者保護規程」「学校法人常磐会学園ハラスメント防止規程」「学校法人常磐会学園個人情報の保護に関する規程」「学校法人常磐会学園職員倫理規程」などの整備、「人権教育推進委員会」の設置、危機管理体制の確立、「常磐会学園大学紀要委員会規程」に基づく「常磐会学園大学紀要」の刊行など、適切になされている。

特記事項については、自己点検・評価を全教職員が身近な課題として取り組む体制を構築するために、毎年度「教育研究活動の計画」を作成し、年度当初に重点目標を掲げ、年度中期に経過達成状況についての報告会、年度末に「取り組みと自己評価」の報告会を持ち、結果を「教育研究活動の現状と課題」にまとめて公表しているのもあって、顕著な特色を表している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的は、学則第 1 条で「本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、建学の精神に則り『和平・知天・創造』を校是として、国際化・情報化の急速な進展に対処できる国際的教養と専門分野の研究能力をもち、高度な語学力・情報活用能力をもった人材の育成と、併せて教育者としての資質と識見を

養うことを目的とする」と明確に定められている。

この「和平・知天・創造」とは、大学の母体となった常磐会短期大学が、昭和 39（1964）年に創設されるに当たり、初代理事長が掲げたもので、『『和平』とは、聖徳太子の『和を以て貴しとなす』から協力調和、親愛礼讓を心がけることを旨とする。『知天』とは、天地神明に感謝し、人事をつくして天命をまつところから順法守規、義務責任を守る。『創造』とは、研修工夫創造に努力し、勤勉精励、実践躬行を目指すことを意味する。』とされている。

この建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的は、「和平・知天・創造」と大書した扁額が学内に高く掲げられており、また理事長、学長、学部長、事務長により、教職員、学生、保護者、高校生、地域の人々などに、各種の媒体で広く示されており、学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は平成 11(1999)年に開学し、教育研究の基本的な組織は 1 学部 2 学科で、国際コミュニケーション学部のもと、国際コミュニケーション学科と国際幼児児童教育学科が設置されている。その中で、教授会、運営部会、「人権教育推進委員会」などの各種委員会、「学生支援センター」、教務部、入試部、学生部、研究部などの組織が整備されており、各組織相互の適切な関連性が保たれるよう運営されている。

教養教育については、全学的な審議をする組織はないが、運営上教務部と教学課が中心となり、教職員が連携しながら内容を審議し、実施している。基礎学力を育成する教養教育においては、少人数教育・習熟度別クラス編制で開講されており、年度末には年間の取り組みの反省点や次年度への提案をまとめて、次年度の担当者に引継ぐシステムを取り、継続性を重視している。

教育方針などを形成する組織は、学長、学部長、各部会の長及び事務長からなる運営部会が担い、意思決定を行っており、学習者の要求に対応できるよう、整備され十分に機能している。大学の使命・目的を実現するために、各部署が、毎年 4 月に前年度からの検討事項を引継ぎ、年間の教育研究活動の計画を立案し、5 月中旬に教育研究活動の計画についての全体協議会を催し、10 月に中間発表を、年度末の 3 月に総括会議を実施し、最終報告を行っている。

【優れた点】

- ・1・2 年次では、10 人前後の研究室指導において研究学習面のほか、生活面での相談や支援、3・4 年次では卒業論文作成を中心に研究学習、生活面にいたるまでの指導がなされるなど、事務局と連携した 4 年間一貫の個別指導が実施されている点は高く評価できる。

【参考意見】

- ・教養教育において教務部と教学課が中心となり、内容を審議し、実施しているが、大学の使命・目的に即して、更なる十分な教養教育が実施できるよう全学的な審議をする組織及びそこで審議された内容を実施する運営体制の整備が望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的は、学則や各種の冊子に示され、目的を踏まえて両学科の教育目標に反映されている。また、研究能力を教育目的として示すだけでなく、研究能力育成のための卒業論文の評価基準を文章化していることは、目的を具体化する教育方法として適切である。

教育課程の編成方針は、学則で明示され、両学科それぞれにおいて体系化され適切に設定されている。成績評価や進級については履修基準に、卒業及び学位については学則で規定され学生便覧に明記され、履修の手引きで内訳が示され、適切に運用されている。

大学の特色として入学時から、少人数制をもとにした研究室方式が取られ、適切に運用されている。国際幼児児童教育学科の教育目標として、外国語と情報処理の知識と技術の能力を育成することを目指し、大学の独自性を作り上げている。

教育目的の達成状況は、修得単位などを記録した「学生カード」を研究室担当教員が把握したり、大学全体で「授業アンケート」「キャンパスライフに関する調査」を実施したりすることによって点検・評価の努力を行っている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、明確に示されている。入学者選抜は、アドミッションポリシーを反映させ、多様な入試選抜を実施している。学生募集方法及び入学者選抜方法の基本方針は、学内において組織的に決定している。

学生の定員確保が最大の課題となっている。入学定員には満たないが入学者数は増加傾向である。授業では、1 科目あたりの受講者数を抑え、少人数クラス編制を行っている。多様な学習支援や学習への意欲の向上に取り組んでいる。学生部が設置され、多様な学生の支援業務を行っている。

優秀な学生を対象にした特別奨学金や私費留学生を対象にした「常磐会学園私費外国人

留学生授業料減免」、他に 6 種類の奨学金制度が設けられている。

学生の定期健康診断は、学校保健法に基づき実施している。日常の健康に関しても他の部署と連携を取りながら適切に対応している。

学生の意見は、「キャンパスライフに関する調査」と研究室方式の学生支援体制、学生相談室や「教職教育研究センター」、意見箱などの設置で対応している。就職活動上に必要な学生が身につける知識と技術の向上に努めている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されている。

教員の採用・昇任の方針は、「常磐会学園大学専任教員選考基準」「常磐会学園大学専任教員の昇格に関する規程」を定め、これらに基づく理事会、学長、教授会、委員会における手続きも概ね適切に運用されている。

教員の教育担当時間は、大学において責任授業時間を定め、それに概ね準拠しており、適切である。教員の教育研究活動の支援は、教員一人当たりの研究費と研究旅費が設けられるなど整備されている。

教員の教育研究活動の活性化については、FD 委員会を設置し、「常磐会学園大学評価規程」を定め、「授業改善研究会」は全教員からの意見聴取を行いながら、更に各教員の研究業績・状況を全教員が相互に評価できるように、毎年「教育研究活動の現状と課題」を発刊するなど、全学をあげて取り組んでいる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針については、事務長、事務次長をはじめとして総務課と 5 課に配置し、学園全体との連携を図り効率的かつコンパクトな事務組織で、教育研究支援の体制が図られている。人事考課制度は今後の検討課題としているが、採用は「学校法人常磐会学園職員任免規程」に基づいて公募され、適切に運営されている。

職員の資質・能力の向上については、私学団体などが開催する外部の研修会への参加や、学内では新規採用職員、現有職員に対して OJT を中心に実施している。個人情報保護などに関する問題に対しては、外部講師を招き、課題解決の研修会を開催している。また大学の公開講座にも職員を参加させている。

大学の教育研究支援については、教員学務分掌と事務局との連携図を描いて、教員の教務・学生・研究・入試の部会組織と事務組織が協働で運営され、常に職員の業務意識を高めている。また FD 委員会に事務長が委員として参加し、教員と事務職員が一体となって立案するなど、職員が教員の直面している問題を把握して、適切な支援を行う事務体制を構築し、機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学及び設置者において学校教育法、私立学校法、寄附行為などにに基づき、理事、監事、評議員の選任要件を定め、理事会、常任理事会、監事、評議員会などを置き、概ね適切に運営している。

管理運営に関わる役員などの選考のほか教学部門についても「常磐会学園大学学長選任規程」「常磐会学園大学学部長選任規程」を整備し明確に示している。

学長は、常任理事、評議員となり理事会、評議員会に出席するとともに、教授会による教学部門の運営を行っている。教育研究部門、事務管理部門それぞれの責任者及び常勤監事が、常任理事会、運営部会に出席し、大学の目的を達成するため重要事項の討議に加わる体制が整備されている。この体制が適切に機能することにより、管理部門と教学部門の適切な連携が図られている。

大学は、平成 11(1999)年の開学と同時に自己点検・評価のための恒常的な体制として「常磐会学園大学自己点検・評価委員会」を設けて、自己点検・評価活動に取り組んできており、平成 15(2003)年度からは自己点検・評価報告書を作成し、全職員及び関係大学・機関などに配付して公表している。平成 18(2006)年度からは、各部署主体の、点検・評価活動を組織的・全学的な活動に改め大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の収入の大半は学生生徒等納付金収入に依存しているが、定員未充足の状態が続いていることにより十分な収入が得られず、帰属収支差額が支出超過となる状態が続いている。平成 18(2006)年度以降、学生生徒等納付金収入で人件費が賄えていないなど、大学だけの財務比率の推移をみると安定的に教育研究目的を達成するための必要な財政基盤を有しているとはいえない。しかしながら、設置法人全体からみると大学部門の占める財政規模は小さく、過去の蓄積が厚い法人全体の財務基盤を背景に、大学部門の経営が行われて

いる状況である。大学の支出超過にも拘わらず、他の設置校を含めた法人全体での帰属収支差額は収入超過の状況が続いている。

会計処理は適切になされており、公認会計士及び監事による会計監査が実施されている。

財務情報の閲覧供与の体制は整備されており、公開内容の工夫は望まれるものの、財政状況に係わるホームページによる情報公開もなされている。

外部資金の導入として、科学研究費補助金については学内で積極的に申請するための努力がなされている。短期大学・大学共用の施設建設資金の獲得を目指した寄附金募集についても、歴史の浅い大学を補い、歴史のある法人として募集活動を行い、法人全体の財政基盤強化が行われている。

【改善を要する点】

- ・大学は定員未充足の状況が続いており、収入と経費の不均衡から教育研究のための財政基盤は、大学だけの財務指標からは不十分と言わざるを得ないので、改善が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

平成 11(1999)年開学時の 1 号館の建設をはじめとして、校地、運動場、校舎、体育施設など、教育研究目的を達成するための施設設備が整備されている。また、教育目標を達成するための環境と快適な学生生活環境を維持するために、適切に維持・管理がされている。

校舎などの躯体が耐震構造となっており、耐震基準を全て満たしている。バリアフリー化も図られ車椅子で支障が無いように、安全で快適に学内の施設が利用できるよう配慮されている。グラウンドには夜間照明を備え、緊急時のために AED（自動体外式除細動器）を設置するなど施設設備の安全性が確保されている。

学生に関しては、人工芝の多目的グラウンド、多くの機会に活用される大学ホール、ガーデンテラス、留学生交流室など、休み時間や課外活動において、教育目的のコミュニケーション力向上を達成するために配慮された教育研究環境が設置・整備され、有効に活用している。図書館も教育全般の推進や視聴覚教材の活用場となっており、教育研究活動に関する情報収集するための IT 環境も整備が図られている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている

【判定理由】

「常磐会学園教育センター」が、学園主催で専任教員による公開講座を実施し、地域住

民が数多く受講者として参加しており、地域住民の研修の場として教育・文化活動を行っている。また、同センターが常磐会短期大学との共催による「親子ふれあい特別講座」を開催し、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供している。

企業インターンシップにおいては、受入れ企業より参加学生に対し高い評価を得ている。更に、参加学生による報告会や情報交換会を開催し、学生の参加意欲を高めている。学生は企業における実務体験を通して、教育目標のコミュニケーション向上と組織における協働システムを学ぶ機会として有効に活用している。また「大学コンソーシアム大阪」に加盟するなど、教育研究上の企業や他大学との適切な関係が構築できている。

平成 20(2008)年、地元の大阪市平野区との間に「協働に関する協同協定」を締結し、まちづくり・地域福祉・子育て支援・生涯教育・学生ボランティアの派遣など地域連携・地域貢献を通して、支援活動に専任教員が参加するなど、物的・人的資源を積極的に社会へ提供している。更に地域の持続的発展に資することを目的に、大学と地域社会との協力関係を強化する体制が構築されている。

【優れた点】

- ・平成 20(2008)年に、地元の大阪市平野区との間で「協働に関する協同協定」を締結し、地域貢献の一環として、「人的交流の促進」「知的・物的資源の相互活用」「調査研究および事業の実施」など密度の高い地域連携の実施は、高く評価できる。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「学校法人常磐会学園就業規則第 1 条」において組織倫理に関する原則を規定し、「公益通報者保護規程」「学校法人常磐会学園 ハラスメント防止規程」「学校法人常磐会学園個人情報保護に関する規程」が個別規程として整備され、また平成 21(2009)年 4 月には「学校法人常磐会学園 職員倫理規程」が新たに整備された。

専任教職員全員が参加する「人権教育推進委員会」を設置し大学内外に人権啓発に関わる活動を発信するなど社会的機関として必要な組織倫理を確立し適切に運営されている。

大学では、危機管理に関する規程は未整備であるものの制定の必要性が認識され、マニュアル作成、訓練の実施が検討されているなど、運営部会が危機管理運営を行う体制及び教職員・学生への情報管理・伝達の体制が確立されており、適切に機能している。

「常磐会学園大学紀要委員会規程」を定め、教育研究の成果を「常磐会学園大学紀要」に登載して刊行するなど、大学の教育研究の成果を、公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されている。

